

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」のお知らせ

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員は、地域の人びとの身近な相談相手となり、必要な支援への「つなぎ役」として、さまざまな関係機関と連携しつつ、日々活動を行っています。

全国民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員活動を地域住民の皆さまに知っていただくとともに、委員自らの意識を高め、各地での活動をさらに発展させるために、**毎年5月12日を民生委員・児童委員の日**と定め、そこから1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」としています。

※大正6（1917）年5月12日に、民生委員制度の源である「済世顧問制度」を定めた岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

<活動強化週間>

令和元年 5月12日（日）～5月18日（土）

（なお、期間中の5月12日（日）を「一斉取り組み日」としています。）

活動強化週間には、幅広い方々に民生委員・児童委員やその活動について理解を深めていただくため、全国各地でさまざまなPR活動等が行われます。

どうぞ民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。

<活動例>

- ・パレードや街頭でのチラシ配布、パネル展等のイベントの実施
- ・街頭スクリーンでの映像上映やテレビ・新聞等を通じたPR活動
- ・地域の全戸訪問活動や学校前での声かけ運動 など



（平成30年度 民生委員・児童委員の日 都民連パレードの様子）

詳しくは全国民生委員児童委員連合会ホームページをご参照ください。
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/2019032601/>